びふかニューパブリック協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、びふかニューパブリック協議会設置及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第5条第8項の規定に定めるびふかニューパブリック協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1)協議会の会議に関すること。
 - (2)協議会の資料作成に関すること。
 - (3)協議会の庶務に関すること。
 - (4)前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。
 - (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2)物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関することで、簡易なもの。
 - (3)物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 全各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配付、処理編集、保存その他文書に関し必用な事項は、 美深町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。
 - 2 協議会の公印の保管、取り扱いについては、美深町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必用な事項は、その都度、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

別表(第6条関係)

名 称	形状	書体	寸 法 (ミリメ - トル)	用 途	個 数	管 理 者
びふかニュー パブリック協 議会会長の印	協議会長之印	てん書	1 8	会長名をも って発する 文書	1	事務局長